

平成 17 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表者名 代表取締役最高経営責任者 (CEO) 兼
最高執行責任者 (COO) 角田 雄二
(コード番号 2712 大証ヘラクレス)
問合せ先 管理本部 本部長 宮本 晃
(TEL 03-5412-7481)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由
従業員の長期的な視野に立った就業意識の醸成と企業価値向上意識の醸成、ならびに有能な従業員の新規採用促進と既存従業員の保持のため、当社の使用人に対し、ストックオプションの目的で、以下の 2. に記載の発行要領に基づく新株予約権を発行する。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 10,000 株を上限とする。
新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。
なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
 - (2) 発行する新株予約権の総数
10,000 個を上限とする。
 - (3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成 19 年 6 月 25 日から平成 27 年 6 月 24 日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権割当の要領

当社の使用人(以下、「対象者」と総称する。)に対し割り当てるものとし、各対象者別の新株予約権の割当数については、各対象者の職責及び当社業績への貢献を考慮し、当社取締役会にて決定するものとする。

また、各対象者に対する新株予約権の割当に際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す以下の要領の「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

(1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(2) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる(ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする)。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

平成 20 年 6 月 24 日までは、割当数の 20%まで、新株予約権を行使することができる。

平成 21 年 6 月 24 日までは、割当数の 40%まで、新株予約権を行使することができる。

平成 22 年 6 月 24 日までは、割当数の 60%まで、新株予約権を行使することができる。

平成 23 年 6 月 24 日までは、割当数の 80%まで、新株予約権を行使することができる。

平成 27 年 6 月 24 日までは、割当数のすべてについて、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限され、又は、新株予約権を喪失することがある。

(4) 上記の他、新株予約権喪失事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上